

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2022年 6 月24日
【会社名】	株式会社ヨシタケ
【英訳名】	Yoshitake Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 哲
【本店の所在の場所】	名古屋市昭和区御器所通二丁目27番 1 (2022年 2 月14日から本店所在地 名古屋市瑞穂区二野町 7 番 3 号が上記の ように移転しております。)
【電話番号】	050—3508—5835 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長兼経理部長 島 勝彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市昭和区御器所通二丁目27番 1
【電話番号】	050—3508—5835 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長兼経理部長 島 勝彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第79期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社移行のため監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、会社法改正により2022年9月1日に施行となる株主総会資料の電子提供制度導入に伴う所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

山田 哲、島 勝彦、吉野 幸司、早川 健二、浅田 幸男および橋本 育夫の6氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

水谷 博之、林 宏忠および加藤 敦の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額20,000千円以内とするものであります。なお、従来どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額3,000千円以内とするものであります。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役山田 進氏および監査役古平 篤彦氏に対し、在任中の功労に報いるため当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につき、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	91,625	61	-	（注）1	可決 99.93
第2号議案	91,623	63	-	（注）2	可決 99.93
第3号議案					
山田 哲	91,638	48	-	（注）3	可決 99.95
島 勝彦	91,634	52	-		可決 99.94
吉野 幸司	91,642	44	-		可決 99.95
早川 健二	91,642	44	-		可決 99.95
浅田 幸男	91,640	46	-		可決 99.95
橋本 育夫	91,622	64	-		可決 99.93
第4号議案					
水谷 博之	91,596	90	-	（注）3	可決 99.90
林 宏忠	91,610	76	-		可決 99.92
加藤 敦	91,610	76	-		可決 99.92
第5号議案	91,521	165	-	（注）1	可決 99.82
第6号議案	91,532	154	-	（注）1	可決 99.83
第7号議案	89,044	2,642	-	（注）1	可決 97.12

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上